

響するとされる。

こうした後見人の任命・監督に関わる業務のほかに、利用希望者向けに制度を平易に解説したガイドブック類（「Handbook for Private Guardians」、「Enduring Guardian's Handbook」、「Private Administrators Handbook」等）が豊富に提供されているほか、成年後見に関する各種の啓発活動や関係団体等との懇談会・講演・勉強会の実施といったアウトリーチにも委員会メンバーが精力的に取り組んでいる様子がみてとれる²³。

このように、タスマニア州においては後見管理委員会という独立の行政機関に成年後見に関する任命と監督の機能が付与されており、家庭裁判所において他の家事事件と同様の取り扱いがなされるわが国の制度とは大きく性格を異にしている。とりわけ、本人による審判機関へのアクセスという点で、こうした監督機構についての性格の違いが顕著にあらわれている。後見管理委員会は、法にもとづき設置された独立の審判所 (tribunal) としての性格を有する一方で、裁判所 (court) のような純粋な司法機関とは異なり、その形態については柔軟な (informal) 運用が認められており、本人の事情に合わせて、審理場所、口調、手続き等が容易にアレンジされうるのである。

15.2.1.3. 運用状況

(1) 取り扱い件数の推移

制度の運用状況を、後見管理委員会における申請の受付件数、聞き取り調査の実施件数、実際の命令件数の点から概観してみる（表 15-2）²⁴。

まず、申請受付件数の推移をみると、身上監護、財産管理のどちらについても、全体的には申請件数はやや増加傾向にある。身上監護（一般）については、2007-2008 年度は 125 件の申請であったのに対して、2011-2012 年度は 148 件の申請となっている。一方、財産管理（一般）については、2007-2008 年度に 266 件の申請があったところ、2011-2012 年度は 235 件と減少している。これは、緊急型の対応 (emergency order) を求める申請がこの間に急激に増加していることによるものと思われる。申請件数の推移で特に着目されるのは、財産管理に関する申請があまり伸びていないのに対して、身上監護については特に緊急型のもので申請が大幅に増加している点である。すなわち、2007-2008 年度時点では 74 件しかなかった申請が、2011-2012 年度においては 205 件と約 2.8 倍

²² Guardianship and Administration Act 1995, Sect 6. Principles to be observed

A function or power conferred, or duty imposed, by this Act is to be performed so that

(a) the means which is the least restrictive of a person's freedom of decision and action as is possible in the circumstances is adopted; and

(b) the best interests of a person with a disability or in respect of whom an application is made under this Act are promoted; and

(c) the wishes of a person with a disability or in respect of whom an application is made under this Act are, if possible, carried into effect.

²³ 特に関係性の深い団体とは、年に 2 回の懇談会を実施し現況や問題に関する情報共有がはかられている。懇談会に参加している団体は、The Public Trustee、The Public Guardian、Advocacy Tasmania Inc.、Disability Services、Mental Health Services、The Legal Aid Commission of Tasmania、The Royal Hobart Hospital、The Law Society、Royal College of General Practitioners、National Disability Services、Aged and Community Services Tasmania である。

²⁴ The Guardianship and Administration Board "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。

まで増加している。その結果、2007-2008年度には身上監護全体で199件、財産管理全体で305件と申請件数のうえで大きな差がみられていたところ、2011-2012年度においては身上監護全体で353件、財産管理全体で316件と身上監護に関する申請が財産管理に関する申請を上回る規模となっている。このことから、委員会をはじめとするタスマニアにおける後見関連機関による積極的な啓発の結果として主に緊急型を中心に市民の間で利用動機が広がっているものと考えられる。

[表15-2] The Guardianship and Administration Boardにおける取り扱い件数の推移

		2011-2012	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008
申請 受付 件数	身上監護(一般)	148	136	141	142	125
	身上監護(緊急)	205	188	140	101	74
	計	353	324	281	243	199
	財産管理(一般)	235	242	251	215	266
	財産管理(緊急)	81	98	79	54	39
	計	316	340	330	269	305
	医療同意	23	23	21	47	30
	法定遺言	0	0	1	6	1
	その他	60	57	37	77	57
	命令の見直し	277	341	304	231	234
	総計	1029	1085	974	873	826
聞き 取り 調査 実施 件数	身上監護	120	105	111	117	82
	財産管理	220	205	212	167	200
	医療同意	16	16	15	44	24
	法定遺言	0	1	0	3	2
	その他	34	52	21	36	30
	命令の見直し	277	340	284	244	245
	計	669	719	643	611	583
実績 件数	身上監護命令	81	91	101	118	67
	財産管理命令	389	436	386	330	345
	医療同意命令	15	14	13	30	21
	法定遺言命令	0	0	0	0	1
	その他の命令	14	12	13	17	22
	申請の棄却・無効・取り下げ等	202	202	202	202	202
	計	701	718	679	649	664

次に、審理過程における聞き取り調査の実施件数をみってみる。基本的には申請件数の増加と同じく、身上監護、財産管理のどちらについても全体的には実施件数は増加傾向にある。身上監護については、2007-2008年度は82件の聞き取り実施であったのに対して、2011-2012年度は120件の実施となっている。他方、財産管理については、2007-2008年度に200件の申請があったところ、間に減少の時期を挟むものの、2011-2012年度には220件となっている。聞き取り調査の実施件数についての推移で着目されるのは、上述のように申請件数については身上監護が財産管理を上回るペースで増加しているのに対して、聞き取りの実施については、身上監護と財産管理でかなりの差がみられており、確かに身上監護に関する聞き取りは増加はしているものの、依然として財産管理との開きは大きいことである。これは、聞き取り調査が実施される対象が緊急型ではない一般的な形式の案件であることから、緊急型を中心に申請の拡大がみられた身上監護においては、聞き取りの実施件数自体はそれほど伸びていないためと推察される。

最後に、実績についてである。命令の実施も、申請件数と聞き取り調査の実施件数と同様に基

本的には増加傾向にある。身上監護に関する命令は2007-2008年度に67件であったのに対して、2011-2012年度は81件となっている。他方、財産管理についての命令は、2007-2008年度に345件であったところ、2011-2012年度は389件となっている。

なお、身上監護に関する申請の件数に対して、聞き取り調査が実施される割合は概ね7～8割程度、実際に命令がなされる割合は概ね5～7割程度となっている。このように申請の件数に対して、調査の実施、命令の件数が少なくなっているのは、委員会の側で案件に関して検討を行った結果、後見の利用が不適切もしくは他の代替手段で解決されるべきと判断されたためである。これは、タスマニア州（およびオーストラリア）において、成年後見の利用が本人の権利の一部を剥奪するというその性質上、なるべく回避されるべき最終手段（last resort）と考えられていることと深く結びついているものと考えられる。

(2) 財政状況の推移

続いて、後見委員会の財政状況について概観する（表15-3）²⁵。2011-2012年度の歳入決算額は、715,728ドルで前年度に比べ11,749ドル（1.6%）の増、歳出決算額は、720,371ドルで前年度に比べ61,345ドル（9.2%）の増となり、歳入歳出とも増加となっている。さらに、2010-2011年度についてもみると、歳入決算額は、703,979ドルで前年度に比べ48,709ドル（7.4%）の増、歳出決算額は659,026ドルで前年度に比べて3,254ドル（約0.5%）の減である。全体的には、財政規模は拡大傾向にあり、とりわけ人件費を中心に支出が増加している。2011-2012年度において歳出全体に占める人件費の割合は約80%であり、年度によっては実質収支が赤字になる年度もみられる。

[表15-3] The Guardianship and Administration Boardにおける歳入・歳出の推移

費目	2011-2012			2010-2011			2009-2010		
	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額
人件費	586,102	561,215	24,887	548,377	521,247	27,130	531,045	477,135	53,910
旅費	25,400	19,321	6,079	30,600	16,962	13,638	24,100	24,927	-827
消耗品費	11,900	15,244	-3,344	13,550	24,936	-11,386	6,750	14,048	-7,298
賃借料	46,000	46,798	-798	46,700	47,533	-833	48,800	59,313	-10,512
金融費用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信費	15,778	16,557	-779	15,664	16,775	-1,112	15,871	12,209	3,662
顧問料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	30,548	61,236	-30,688	49,088	31,532	17,476	28,704	74,651	-45,947
計	715,728	720,371	-4,642	703,979	659,026	44,913	655,270	662,280	-7,010

これは、前述の成年後見に関する申請件数の増加傾向に対応するために、主に人的資源の拡充を目的とした支出を拡大させている結果であると考えられる。また、各年度に共通する特徴として、消耗品費、賃借料、その他についてはいずれも歳入と歳出の差引額がマイナスとなっている。そもそも各費目の性質としてアドホックなものであることはもとより、人件費と同じく申請件数に比例した業務の増加を反映したものであると考えられる。

²⁵ The Guardianship and Administration Board "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。単位はすべてオーストラリア・ドル。

15.2.1.4. 費用体系

タスマニア州においては、成年後見に関する手続にあたっては、身上監護についての任意後見における各種登記や照会、年次報告書の提出調査等を除いて、費用はかからないことになっている²⁶。成年後見手続に関する費用体系は2013年3月1日付けで改定されており、それ以前は、これらの点についても費用負担が求められることはなかった。

あらたに利用者に対して費用の負担を求めるようになったのは、上述のとおり、近年委員会における業務量が申請件数の増加にともない拡大の一途をたどっており、それに対して十分な財政的な拡充が得られていないことが一因と考えられる。実際、徴収される手数料の金額は、それぞれの業務コストの分析結果と他州の水準を考慮し算定されたものであり、得られた収入は対応する業務に充当される。しかし、こうした支出拡大への対応策としての費用体系の変更は、今後利用者の一層の拡大が予想されるなか、それに応じて利用者負担がさらに求められていく可能性を示唆するものともいえる。

なお、本人負担の対象として財産管理人・公的受託者が作成した年次報告書の調査費用が含まれているが、これは Compliance Officer との間で事務処理・手続上のコスト（請求金額が確定次第、請求書を利用者宛に送付する）が生じるためとされている²⁷。また、これらの手数料に対する支払い能力がない場合には、手数料の負担を免除・猶予（保有資産が5万ドル未満の場合など）するなどの弾力的な運用がなされている。

15.2.2. 公的身上監護局 (Office of Public Guardian)

15.2.2.1. 概要

公的身上監護局 (Office of Public Guardian = OPG) とは、タスマニア州において、1995年後見管理法 (the Guardianship and Administration Act 1995、1997年9月1日施行) の Part 3 に基づいて設置された、意思決定に障害を有する人々の権利を保護するための権限と機能を付与されている機関である。主として、身上監護に関する後見（法定・任意とも）を担当する²⁸。

公的身上監護局と前述の後見管理委員会は、同一の法律に設置の根拠をもつものの、独立した別の機構である²⁹。公的身上監護人 (Public Guardian) の任命以降は、後見管理委員会が個々の業務に対して関与することは基本的にない。ただし、公的身上監護人に対する苦情や不服申立が提起された場合に加えて、毎年取り扱い案件についての事務報告が求められているほか、必要に応じて後見管理委員会からの調査指示等があることから、実質的には後見管理委員会の監督下にあるも

²⁶ 具体的な費用は、身上監護についての任意後見に関する登記手数料が64.80ドル、同じくその変更登記が46.00ドル、照会が28.00ドル、財産管理人の年次報告書の調査が169.90ドル、公的受託者協会の年次報告書の調査が120.00ドルとなっている。

²⁷ なお、公的受託者協会 (Public Trustee) が財産管理を担当している場合には、協会が既に監査を行っていることをふまえて通常169.90ドルのところ120ドルの負担で済むとされている。

²⁸ 実際には、Public Guardian の役割は多岐にわたっており、身上監護だけでなく、件数としては少なくなるものの、財産管理（法定、任意）、医療同意、法定遺言についても担当している。

²⁹ ただし、公的身上監護局に所属するパブリック・ガーディアンの中には、元後見管理委員会の委員経験者等が含まれているなど、両者の関係は手続的な側面ばかりでなく、人材等の面においても密接であると思われる。

³⁰ 後見管理委員会からの監督ばかりでなく、公的身上監護局から委員会宛に指示を仰ぐということもありうる。

のといえる³⁰。

公的身上監護局は、自らの組織活動を「単なるサービスの供給ではなく、被後見人の意思を実現する活動」であると定義している。後見管理委員会と同様に、後見が本人から法的権利の一部を剥奪するものである以上、後見はあくまで「最後の手段」であるという考えが共有されており、後見を利用せずに代替手段で対応出来る場合にはその方が望ましいという理念を掲げている。こうした理念は、本人の状態の回復等により後見が不要となった場合には、委員会に対して命令の取り消しを申請する姿勢などからもうかがわれる。

組織の構成は、公的身上監護人 (Public Guardian、常勤)、副公的身上監護人 (Deputy Public Guardian、非常勤)、総括身上監護人 (Executive Guardian、常勤) が各 1 名ずつ置かれているほか、州北部と北西部にそれぞれ 1 名 (前者は常勤、後者は非常勤) の身上監護人が置かれている³¹。メンバーは、法学を中心に法政策、保健・医療、企業経営など多様な分野からの人物が登用されている点では後見管理委員会と似ているが、担当者の異動や入れ替わりがほとんどみられない点や組織規模が比較的小規模のまま維持されている点で違いがみられ、その意味で組織としては静態的な性格であるといえる。

15.2.2.2. 基本的役割

タスマニア州において、身上監護に関する法定後見は、身上監護人 (Guardian) によって担われる。身上監護人は後見管理委員会によって任命される公務員 (public officer) であり、委員会は選任の際にその後見人が本人に代わってどのような代理行為を行うことができるのかについて指示することになっている。身上監護人が可能な代理行為については一覧で示されることになっており、項目としては①医療同意 (歯科を含む) の可否³²、②居住地域の選択、③職業の選択、④本人が必要とするサービス (ケア等) 等となっている。包括的な代理権の行使が認められる場合には、身上監護人は本人に関する個人的かつライフスタイルに関わるような事柄であっても代理が許される。なお、財産管理については、同時に財産管理人としての任命を受けていない場合には認められない³³。

公的身上監護は、後見管理委員会による命令の場合と、任意後見中の事案において正当な手続を経た場合にのみ成立する。身上監護人の要件として求められるのは、① 18 歳以上であること、② 本人の「最善の利益 (the best interest)」のために行動すること、③利益相反のないこと、④代理人としての活動に支障をきたさないことの 4 点である。委員会が適当と判断する場合には 18 歳以上の配偶者や親族、本人に近い友人でも任命の対象 (Private Guardian) となりうる。また、パブリック・ガーディアンへの任命は事案の性質によって限定されており、身上監護人の候補者となりうる者が親族にいない場合や親族間に争いがある場合、さらに利益相反がある事案などに限定されているが、実際のところは、身上監護の類型においては多くの場合、公的身上監護局に所属する公的身上監護人が任命されている状況にある。

³¹ 過去には、2008-2009 年度のように 3 名の身上監護人が置かれていた時期もみられる。

³² なお、医療同意については、日本のように医的侵襲性という曖昧な概念ではなく、同意の対象外とされているものが法により明示されており、たとえば妊娠中絶、臓器移植、精神外科に関する手術、薬物中毒を助長するものなどが対象から除かれている。

³³ 公的身上監護局 (Public Guardian) と後述する公的受託者協会 (Public Trustee) とは独立した別の組織である。公的身上監護局が身上監護を担当するのに対して、公的受託者協会は財産管理のみを担当する。

公的身上監護人の選任にあたっては、本人への理解、親族への配慮の姿勢という点に比べ、当該事案に求められる対応が可能かという点が考慮される。また、任命された場合の本人およびその財産管理人との関係についてのバランス、適合性などの点も重視される。身上監護人の任期は、最大で3年とされているが、具体的な期間については後見命令がなされる際に委員会によって明らかにされる。任期中は毎年委員会によって身上監護人の活動が評価・検証されることとなっており、命令の継続・非継続の判断に比べて、場合によって内容の変更等も検討される。

また、こうした正規の手続によって成立する身上監護のほか、緊急時³⁴における特別な措置として身上監護人が任命（仮命令）されることがある。本人の利益のために迅速性が優先されるため、通常の任命において行われる聞き取り調査などの過程を経ずに命令がなされることもある。しかし、こうした緊急時の任命はあくまで時限的なものであり、28日間のあいだ（さらに28日間の更新が可能）限定的に身上監護人としての地位を付与するものである。

15.2.2.3. 運用状況

(1) 取り扱い件数の推移

公的身上監護局が取り扱う事案の件数は、近年緩やかな増加の傾向にある（表15-4）³⁵。2010-2011年度は新規にパブリック・ガーディアンを身上監護人とする後見管理委員会による後見命令が239件、財産管理に関する命令が2件の合計241件で、そのうち緊急の対応案件（emergency order）が155件あった。前年度は、パブリック・ガーディアンを身上監護人とする後見命令が209件、財産管理に関する命令が1件の合計210件で、このうち緊急の対応案件が123件あった。後見管理委員会における取り扱い件数の推移においてみたように、身上監護に関する命令も純増傾向にあり、近年は170件前後で推移している。また、緊急の対応案件の飛躍的増加も特徴的であり、2010-2011年度は2006-2007年度比で約2.77倍の規模となるなど、命令の傾向に変化がみられている。2008-2009年度以降は、それまで主たる対象であった通常類型よりも緊急対応類型の件数が上回る形となっており、公的身上監護局が取り扱う案件の対象内容も、一定期間継続的な業務を行うもの（individual long term order）から一時的な対応を中心とするものへとシフトしているものといえる。

[表15-4] Office of Public Guardianにおける取り扱い件数の推移

	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008	2006-2007
既存案件	166	184	172	129	119
緊急対応案件	155	123	87	63	56
長期個別案件	84	86	105	68	88
財産管理案件	2	1	4	1	2

³⁴ ここで言う緊急時とは、一般に迅速な対応がなされなかった場合に、本人の身体的、精神的な健康を著しく危険にさらすような場合とされている。

³⁵ Office of Public Guardian "Annual Report" 各年度版をもとに筆者修正

(2) 財政状況の推移

公的身上監護局の財政状況は、基本的に変化の幅が小さく、比較的安定的に推移している（表15-5）³⁶。2010-2011年度の歳入決算額は、428,672ドルで前年度に比べ37,241ドル（8%）の減、歳出決算額は、450,462ドルで前年度に比べ15,451ドル（約3.4%）の減となり、歳入歳出とも減少している。しかし、これは2008-2009年度の水準にかなり近い値となっていることから、毎年若干の変動がありつつも全体としてはその変化の幅は小さくおさまっているものと考えられる。特徴としては、人件費に関する支出が大部分を占めていることであり、2010-2011年度歳出ベースで約77%を占めていて、赤字となっているのも人件費部分である。

[表15-5] Office of Public Guardianにおける歳入・歳出の推移

費目	2011-2012			2010-2011			2009-2010		
	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額	歳入	歳出	差引額
人件費	428,672	450,462	-21,790	465,913	465,913	0	415,869	414,672	1,197
非人件費	158,527	136,003	22,524	89,232	89,232	0	136,757	135,984	773
計	587,199	586,465	734	555,145	555,145	0	552,626	550,656	1,970

15.2.3. 公的受託者協会 (Public Trustee)

公的受託者協会 (Public Trustee) は、政府所有企業 (Government Business Enterprises) であり、後見管理委員会や公的身上監護局のような司法省管轄下の純粋な行政機関ではない。公的受託者協会はその名称の通り、後見のみを専門とする機関ではなく、遺言、信託、財産管理等など多岐にわたる業務を行っている。公的身上監護局が身上監護についての法定後見を主要な業務としているのに対して、公的受託者協会は財産管理についての法定後見と任意後見を担う。以下では、そのうち財産管理の法定後見について簡単にみておきたい。

公的受託者協会は、後見管理委員会からの命令を受けて法定財産管理人 (Financial Administrator) としての活動を行う。後見の対象となるのは、18歳以上の成人で、判断能力の減退や精神障害等のために財産管理についての能力を持たない者である。後見人として財産管理を行ううえで法定財産管理人に求められる主な業務は、①本人の財産の保全、②動産と不動産の管理、③配当・賃料・年金などの回収、④資産管理計画の作成、⑤適切な資産運用、⑥税務申告等、⑦他の政府機関・団体との連携、⑧財務諸表の提出、とされている。これらの点について財産管理人が適切に活動をおこなったかについては、提出される年次報告書に対する審査を通じて後見管理委員会によって評価・監督を受けることになる。

前述のとおり、後見管理委員会における手続に対しては、利用者は基本的に費用の負担を求められることはないが、公的受託者協会が公的財産管理人として後見活動にあたる場合には一定の後見

³⁶ Office of Public Guardian "Annual Report" 各年度版をもとに筆者修正。単位はすべてオーストラリア・ドル。2007-2008年度のannual reportが公開されていないため情報が不正確であるが、2006-2007年度の歳入が274,524ドル、歳出が305,307ドルであったことを踏まえると、少なくとも2008-2009年度以降(おそらく2007-2008年度から)は財政規模が倍以上になっていることがわかる。これは、主に人件費の大幅な拡充がなされたことによる。

報酬を支払う必要がある。請求される料金については、表 15-6 のとおり費用発生の対象とその金額があらかじめメニューとして定められている。

以上、オーストラリア・タスマニア州における公的後見機関の事例についてみてきた。これらの機関において特徴的なのは、次の5点である。第一に、成年後見を所掌する機関が裁判所ではなく、司法的機能を備えた行政機関であること、第二に監督機関と実施機関が分離されていること、第三に後見の性質（身上監護と財産管理）に応じて実施機関が異なること、第四に監督機関と身上監護機関については政府予算による運営がなされており、監督機関に対する申請および監督、公的身上監護人による活動に対しても一部の手続をのぞき基本的には費用負担が求められていないこと、第五に公的財産後見人に対して支払われる報酬についてはあらかじめ体系的に明示されていること、である。

[表15-6] Public Trusteeにおける費用体系

項目	報酬額
就任手数料	\$550.00
後見終了時(遺産相続後)における報酬	遺産額の2.2%
現金化(不動産売却等)に対する報酬	財産管理についての任意後見と同率
	1回目:\$100,000 もしくは対象の 4.4%
	2回目:\$200,000 もしくは対象の 3.3%
	3回目:\$200,000 もしくは対象の 2.2%
	総額\$500,000以上の場合: 1.1%
年次事務報告書の作成	\$60.00
3年ごとの期間の満了時における報酬	\$135.00

15.3. カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関

15.3.1. 公的後見庁 (The Public Guardian and Trustee) の概要

カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見は、公的後見庁 (The Public Guardian and Trustee = PGT)³⁷ を中心に運用されている³⁸。

この公的後見庁は、公的後見人および公的財産管理人法³⁹(the Public Guardian and Trustee Act) にもとづき法務省 (Ministry of Justice) のもとに置かれた行政庁である。その前身は 1963 年に設立さ

³⁷ The Public Guardian and Trustee については、ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度全体を指すものとして「公後見人制度」という訳出もみられるが [北野,2000]、ここでは後見に関する監督機能を有する行政機関という意図から菅の訳出に倣った [菅,2010]。(菅富美枝「自己決定を支援する法制度支援者を支援する法制度」大原社会問題研究所雑誌, No.625,2010,45 頁、および北野誠一「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における成年後見制度と障害者の権利擁護」、ノーマライゼーション障害者の福祉, 第 20 巻,2000)

³⁸ カナダにおいては、後見に関する連邦法はなく、成年後見に関する事項は連邦政府の責任ではなく各州および準州の責任とされている。

³⁹ 制度改正および the Public Guardian and Trustee Act の訳出は、ブリティッシュコロンビア州における成年後見法と精神保険法の改正状況について論じた白石 [2001] を参照。白石弘巳「カナダ・ブリティッシュコロンビア州における制度改革」精神障害とリハビリテーション, 5(1),2001,33-38

れた公的受託者庁 (Public Trustee of British Columbia) であり、主に財産管理と未成年後見、遺産分割等に関する事務を担う機関であった⁴⁰。それが2000年2月の the Public Guardian and Trustee Act の施行により名称と役割が改められ、財産管理だけでなく身上監護 (後見) について重視する姿勢が打ち出されることとなった。

ブリティッシュコロンビア州においては、公的後見庁は主として公的後見人および公的財産管理人法によって権限が付与されている。また、関連法として「代理に関する合意法」 (Representation Agreement Act)、「医療同意と施設入所法」 (Health Care (Consent) and Care Facility (Admission) Act)、「成年後見法」 (Adult Guardianship Act)⁴¹ があり、これらの各法を主たる根拠として、判断能力の不十分な人々に対する自己決定の支援や虐待からの保護、身上監護および財産管理についての代理人としての活動および任意代理人に対する支援等を行っている。成年後見に関する PGT の具体的な業務は、事案に対する審査、身上監護・財産管理に関する後見人としての活動、法定後見人の評価・監督等である。

公的後見庁は、法定の行政機関である一方で、上記のような準司法的権能 (quasi judicial authority) を付与されている。公的後見庁は成年後見に関する事務の多くの部分を所掌していることから、公的後見の利用者 (Client) にとっては事実上最高裁判所 (Supreme Court) の役割を果たしている。その一方で、PGT が政府内に独立性をもった機関として設置されているのは、保護や支援を必要とする対象と政府と間で利益の相反する場合であっても、利用者の利益の確保と意思の尊重がなされなければならないという考えに立脚するためである。

公的後見庁長官を支える組織として、統括委員会 (Executive Committee) が置かれている。委員会は、長官、副長官 (Deputy Public Guardian and Trustee) 各1名と、PGT の主要部門の責任者5名⁴² から構成されており、ここが機関全体としての意思決定の中核的役割を担っている。また、これらの執行部門のもとには、公的後見庁事務総局 (The PGT Executive Office) が置かれており、公務員法 (the Public Service Act) に基づき採用された246名の職員が勤務している。これらの職員は、財政、法律、保健、社会福祉等のさまざまな分野を背景とする人々から構成されており、公的後見庁の主たる業務である5つの部門、すなわち子供青少年部門 (Child and Youth Services)、成年部門 (Services to Adults)、遺産相続・個人信託部門 (Estate and Personal Trust Services)、財産管理部門 (Client Finance and Administrative Services)、企画調整・公教育部門 (Policy, Planning and Public Education) に配置されている。

⁴⁰ イギリスにおける後見庁の司法機関からの分離とイギリス法における後見庁の歴史的意義については、菅 [2010] (前掲) を参照。

⁴¹ これら4法をあわせて、成年後見関連4法と呼ぶ。実際には、公的後見庁の活動に関わる法律はこれらの4法のみではなく、以下の法も直接的もしくは間接的に関係している。Child, Family and Community Service Act, Community Care and Assisted Living Act, Employment Standards Act, Estate Administration Act, Estates of Missing Persons Act, Family Law Act, Infants Act, Insurance Act, Insurance (Motor Vehicle) Act, Patients Property Act, Power of Attorney Act, Trust and Settlement Variation Act, Trustee Act, Wills Variation Act.

⁴² 子供青少年局長 (Director, Child and Youth Services)、成年局長 (Director, Services to Adults)、財産・信託局長 (Director, Estate and Personal Trust Services)、財産管理局長 (Director, Client Finance and Administrative Services)、企画調整・教育局長 (Director, Policy, Planning and Public Education) を指す。

15.3.2. 基本的役割

公的後見庁の基本的理念は「Rights, choices and security for all British Columbians.」（すべての州民の権利・選択・安心のために）とされている。公的後見庁は、この理念を実現するために、①未成年者の財産と権利の保護、②判断能力の低下した成人に対する財産管理と身上監護、③死亡者および不明者の遺産管理に関する業務を行う⁴³。

公的後見庁の業務は、上述のとおり5部門からなっている⁴⁴。以下、PTGの各業務部門の役割について概観しておく（後見に関して中心的な役割を果たす成年部門については後述）。

まず子供青少年部門（Child and Youth Services division = CYS）は、主に未成年後見を担当する組織である。親権者や代理人と同様に未成年者の身上と財産の保護を目的に、事案の性質に応じて、CYS自身が後見人等（Guardian of Estate, Litigation Guardian or Trustee）として活動する。

遺産相続と個人信託部門（Estate and Personal Trust Services division = EPTS）は、相続者が地理的な理由等により死亡した人物の遺産を管理できない場合等にその管理にあたるほか、他の部門が対象とする被後見人が相続人である場合には遺産相続についての後見人（Guardian of Estate）として、遺言がある場合には遺言執行者としての活動を行う。また、遺言や裁判所による命令、生前者間の合意にもとづいて、受託者として活動する。

財務・事務管理部門（Client Finance and Administrative Services division = CFAS）は、個人および法人向けに財務面・事務管理面の支援を行う。法人に対しては予算計画の作成、会計処理、事務管理、情報技術の提供、人的資源の調達、設備等が、個人に対しては収支管理、投資に関するノウハウの提供、資産管理などの各種サービスが提供される。

最後に、企画調整・公教育部門（Policy, Planning and Public Education division）は、主にPGT全体の組織管理を担当する組織である。各組織のパフォーマンスに関する計画とその報告、組織内外の連絡調整、戦略や方針の策定、およびそれらに関する調査および評価を業務とする。また、部門長および法律家のスタッフらは、法学教育の目的のもと（広義の）後見に関する講演を各地で行うほか、論文等の執筆を行っている。

15.3.3. 成年部門（Services to Adults division）

（1）業務の概要

PGTは、判断能力の減退により自らの意思決定が困難な人々の法的権利保護と身上および財産上の問題を解決することを任務の一つとしており、これを担うのが成年部門（Services to Adults division=STA）である。STA業務の大部分は個々の事案において浪費癖やセルフネグレクトの有無

⁴³ R.M. Gordonによれば、公的後見庁の役割は、支援から孤立している人々に対して適切な支援を提供し、また全体の監視者として行動することに求められる、とされている。（新井誠監修『成年後見法における自立と保護』日本評論社,2012,82頁）

⁴⁴ それぞれの部門における詳細な業務内容は、公的後見庁が毎年発行している annual report を参照のこと。WEBサイト (<http://www.trustee.bc.ca/default.htm>) 上から入手が可能である。

⁴⁵ PGTによる業務説明では、ここで取り上げた4つの業務にEstate Liaisonをくわえた5つの主要業務があるとされているが、便宜上この点については省略した。

等について調査し、必要に応じて対象者を保護することであるが、第三者の意見をもとにした医療同意の決定等についても行っている。基本的な対象者は、精神疾患や認知症、発達障害を患う者で、ほかに代理人の候補者となりうる者がいない場合とされている。

STAにおける具体的な業務は、大きく分けて①評価と調査、②医療同意に関する決定、③成年後見事務の実施、④私的法定後見の監督の4つが挙げられる⁴⁵。

一点目の評価と調査 (Assessment and Investigation) とは、対応の初期段階として本人の知人や親族、および専門職から提出された報告書にもとづいて、PGTによる対応が必要か、いかにすれば代替手段による解決が可能かどうかの評価が行われることを指す。本人に浪費や経済的虐待、セルフネグレクトの実態がないか等について、親族や関係者に対する聞き取り等を含んだ調査・検討が行われる。

二点目の医療同意 (Health Care Decisions) については、医療の提供にあたっては、医療同意と施設入所法により医療機関はインフォームドコンセントを得なければならないとされていることから、本人にそれらに関する意思決定能力がない場合には本人に代わって同意を行う代理人が必要となる。この点、代理に関する合意法は、近親者と近い友人のみに医療同意を行う権利を認めており、適当な人物がいない場合については、新たに代理人を任命するか、もしくは PGT 自体が同意を行う⁴⁶。

三点目は、法定財産管理人 (Committee of Estate)、法定身上監護人 (Committee of Person)⁴⁷ としての活動等 (Client Services) である。たとえば、PGT が法定財産管理人に任命された場合には、STA の職員が流動財産と収入源の確保、税の納付、投資管理、不動産管理を行うための計画を本人のために作成する。同様に法定身上監護人に任命された場合には、本人に代わって生活や医療・介護に関する決定を行う。

四点目は、私的法定後見人⁴⁸ に関する監督 (Private Committee Services) である。本人の親族や知人が法定後見人の場合、つまり PGT が法定後見人に任命されていない場合には、PGT は本人の利益が保護されているかどうかという点についての調査・監督を私的法定後見人に対して行うことができる。

PGT、特に STA 部門について特徴的なのは、前節において検討したオーストラリア・タスマニア州では公的後見に関する監督機関と実施機関が分けられており、さらに実施機関についても身上監護と財産管理とにおいてそれぞれ異なっていたのに対して、ブリティッシュコロンビア州においては監督機関が執行・実施機関を部分的にであれ兼ねていること、また身上監護と財産管理という性質の異なる業務を同一の部門が担当しており、組織的に未分化の体制にあることである。

⁴⁵ ブリティッシュコロンビア州における医療同意の仕組みについては、菅 [2011] に詳しい。菅は、STA による医療同意の取り扱いについて家族を代行決定者 (substitute decision-maker) として法に規定するアプローチとして紹介している。菅, 富美枝「イギリスの成年後見制度にみる市民社会の構想」経済志林, 30, 2011, 349-350

⁴⁶ これら二つの類型だけでなく、財産管理についての任意後見 (Power of Attorney)、身上監護についての任意後見 (Representative)、手続代行者 (Litigation Guardian)、年金受託者 (Pension Trustee) についての活動も行う。

⁴⁷ 私的法定後見人の選任は、近親者等が最高裁判所に対して法定後見人の選任を申請する場合と公的後見庁がその業務として後見人に自らを任命する場合である。

⁴⁸ 2010-2011 年度以前は職員数は基本的に 94 人であり、年度によっては 93 人というケースもみられた。

⁴⁹ The Public Guardian and Trustee "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。表に記載した項目は便宜上抜粋しており、実際に Services to Adults において取り扱われるものの一部のみとしている。そのため、「計」の項目については、実際の取り扱い件数を反映しているものではないため留意されたい。

(2) 取り扱い件数の推移

STA 部門は、公的後見庁の各部門のなかでもっとも比重の大きい部局である。STA 部門には 95 人（全体の約 40%）⁴⁹ の職員が配置されており、年間およそ 9500 件の事案を取り扱う（表 15-7）

⁵⁰。

[表15-7] Services to Adults division における取り扱い件数の推移

	2011-2012	2010-2009	2009-2010	2008-2009	2007-2008
調査と評価	2,412	1,980	1,777	1,781	1,613
医療同意	614	630	656	665	659
後見活動	4,458	4,413	4,352	4,244	4,040
私的後見監督	2,198	2,208	2,148	2,414	2,362
計	9,682	9,231	8,933	9,104	8,674

そのうち、評価と調査に関するものが約 2400 件、医療同意に関するものが約 600 件程度、PGT が後見人として活動するものが約 4500 件、私的後見の監督に関するものが約 2200 件である。なかでも、調査と評価に関する件数が近年大幅に増加しており、2007-2008 年度においては 1613 件であったことから、4 年間で約 1.5 倍の規模になっている。また後見業務を行う件数も増加傾向にあり、2007-2008 年度から 400 件程度も増加している。医療同意についてはやや減少傾向にあり、また私的後見の監督については年度ごとにばらつきが大きい。全体としては、主要業務に関しての取り扱い件数は増加傾向にあるといえる。

各業務における取り扱い件数から分かるように、STA 部門における業務の中心は、初期段階における審査と実際の後見業務、それから私的後見の監督である⁵¹。ただし、これらの主要業務のなかでも、近年においては調査と評価に関する業務が拡大しており、後見に関する何らかの目的のために STA に持ち込まれる事案の数自体が大幅に増加しているため、業務の比重も高まっているものと考えられる。

15.3.4. 財政状況

PGT においては、政府による資金供給と業務を通じて得られる手数料や報酬 (Fees and commissions) からの収入との組み合わせにより、半ば独立採算型の財政運営がなされている。2011-2012 年度の歳入内訳は、歳入全体 23,625 ドルのうち手数料・報酬をはじめとする自主事業による収入が 14,765 ドル、政府支出が 8,860 ドルとなっており、手数料・報酬による収入が歳入全体の約 63%を占めている。

このような歳入の大部分を占める手数料等に関する料金体系は、わが国における不明瞭な後見報酬の算定方法とは異なり、すべての費用について公的後見人および公的財産管理人法の規則 (the

⁵¹ 取り扱い件数については、The Public Guardian and Trustee "Annual Report 2011-2012" を参照。

⁵² Public Guardian and Trustee Act, Public Guardian And Trustee Fees Regulation, includes amendments up to B.C. Reg. 146/2012, July 1, 2012 ここでは、便宜上 Adult Guardianship Act に関するもののみを抜粋しているが、実際には Adult Guardianship Act 以外にも、Community Care Facility Act, Employment Standards Act, Estate Administration Act, Estates of Missing Persons Act, Infants Act, Limitation Act, Patients Property Act, Public Guardian and Trustee Act, Representation Agreement Act, Residential Tenancy Regulation, Trust and Settlement Variation Act, Wills Variation Act の各法別に表のような形式で料金体系が示されている。

Public Guardian and Trustee Fees Regulation) に定められおり、このリストをもとに PGT が行った活動に応じて利用者に対して料金が請求される仕組みとなっている。リストにおいては、活動の拠点となる法律ごとに、個別の活動項目、金額、請求対象者、支払時期がそれぞれ対応する形で示されている。なお、金額の設定は、内容によって額面が固定のものと資産規模に比例する形式のものとがみられる(表 15-8)⁵²。

[表 15-8] The Public Guardian and Trusteeにおける費用体系(一部抜粋)

項目1	項目2	項目3	項目4
活動	料金	算定対象	支払い時期
1	成年後見法:		
	(i) 受取資産の1%	本人の財産	受け取り次第
	(ii) 所得の5%	本人の財産	受け取り次第
	(iii) 総資産の0.4%	本人の財産	毎月
	(iv) 総資産の1%	本人の財産	後見命令の終了時

こうした歳入構造をふまえたうえで、PGT の財政状況の推移について概観しておきたい(表 15-9)⁵³。2011-2012 年度の歳入決算額は 25,658 千ドルで前年度に比べ 719 ドル(約 2.9%)の増で、歳出決算額は 25,001 千ドルで前年度に比べ 884 千ドル(約 3.7%)の増となり、歳入歳出とも増加している。さらに、2010-2011 年度についてもみると、歳入決算額は、24,939 千ドルで前年度に比べ 828 千ドル(3.2%)の減、歳出決算額は 24,117 千ドルで前年度に比べて 390 千ドル(約 1.6%)の減である。

[表 15-9] The Public Guardian and Trusteeにおける歳入・歳出の推移

		2011-2012	2010-2011	2009-2010	2008-2009	2007-2008
歳入	手数料・報酬	16,798	15,477	15,317	14,653	15,866
	政府資金	8,860	9,462	10,450	10,546	8,876
	計	25,658	24,939	25,767	25,499	24,742
歳出	人件費	18,786	18,111	17,526	16,244	15,079
	システム管理費	1,658	1,915	1,312	1,443	1,304
	事務管理費	1,240	975	1,105	1,349	1,074
	法律事務費	916	1,006	665	838	665
	クライアント支出	909	788	626	817	655
	専門的サービス	876	703	784	627	730
	償還費	542	570	664	734	753
	不動産賃借料	74	49	1,825	1,739	1,646
	地域貢献	0	0	0	0	40
	計	25,001	24,117	24,507	23,791	21,946
差引額	657	822	1,260	1,708	2,796	
前年度繰越金	24,407	23,585	22,325	20,617	17,821	
計	25,064	24,407	23,585	22,325	20,617	

(千ドル)

歳入の面では、政府資金が年々減少しているものの、それとは対照的に手数料・報酬による収入が大きく増加しており、トータルでは年度間で歳入合計にあまり変化はない。一方、歳出の面では、とりわけ人件費の拡大が著しく、2011-2012 年度で歳出全体の約 75%を占めている。また、人件費以外のほとんどの費目においても支出が拡大している。そのため、年々黒字幅が減少しており、近

⁵³ The Public Guardian and Trustee "Annual Report" 各年度版をもとに筆者作成。単位はすべてカナダ・ドル。

い将来には赤字に転じて繰越金を取り崩す形となることも予想される。

このように、PGTの財政はやや悪化の傾向をみせている。需要の拡大と利用者の順調な増加が進む一方で、財政悪化のために人的資源の拡充に対する抑制が進みうる。こうした厳しい財政環境においては、①どのような形で後見に対する質を維持し、組織運営の効率性を高めていくのか、また、②政府支出の減少と自主収入の一層の拡大がもたらすPGTと政府との関係性へのインパクト、といった点が注視される。

以上、カナダ・ブリティッシュコロンビア州における公的後見機関についてみてきた。主な特徴としては、次の5点を挙げることができる。第一に、成年後見を所掌する機関が、裁判所のほかに司法的機能を備えた行政機関にも求められていること、第二に監督機関と実施機関が未分離であり、公的後見庁自身が後見人としての活動を行うとともに、後見に関する監督についても部分的に担当していること、第三に身上監護と財産管理が機関内の業務として峻別されていないこと、第四に機関の運営は政府予算への依存度が低く、半独立採算の体制にあること、第五に成年後見に関して生じる費用については、規則としてあらかじめ体系的に明示されていること、である。

15.4. 結びに代えて

わが国の成年後見制度は、法務省が制度設計を行い、最高裁判所による指揮のもとに家庭裁判所がその運用を担っている。しかし、諸外国においては、必ずしも裁判所のみが成年後見に関する権能を有するわけではなく、とりわけ「公的後見」を制度的に組み込んでいる国においては、司法省（法務省）が所管する行政組織がその監督と事務を司っているケースがみられる。

もっとも、司法的権能が付与された行政組織といってもその形態は多様であり、本章において検討したオーストラリア・タスマニア州とカナダ・ブリティッシュコロンビア州の2例をとっても、主に次の3点において大きく違いがみられた。

第一に、監督機関と実施機関の関係である。タスマニア州では、成年後見に関する監督機関と実施機関が分離されており、後見管理委員会が監督機能を、公的身上監護局（および公的受託者協会）が実施機関とされていたのに対して、ブリティッシュコロンビア州においてはこうした機能別の機関の分離はみられない。

第二に、身上監護と財産管理に関する実施機関の設計の違いである。タスマニア州においては、身上監護と財産管理という後見活動の性質の違いに応じて実施機関が分けられているが、ブリティッシュコロンビア州においては、公的後見庁の一部門がこれらをまとめて担当するという形態をとっている。

第三に、各機関の財政における政府支出に対する依存度の違いである。タスマニア州の公的後見機関は、受託者協会をのぞいて基本的にすべて政府支出によって運営されているのに対して、ブリティッシュコロンビア州の公的後見庁は半ば独立採算型の財政であり、さらに政府支出への依存度は年々減少している⁵⁴。

⁵⁴ 行政機関である以上、政府による財政的な統制を受けることは避けられない。政府支出に対する財政的依存度が機関としての独立性に与える影響の問題は、司法的権能を行政機関に付与することを検討する際には極めて重大な論点となりうる

こうした違いは、各州における他の行政組織の設計や編成のあり方にくわえ、その州の人口・財政規模等などの諸条件と密接な関係にあると考えられたため、単純に形式的な比較を行うのは適切ではないかもしれない。しかし、わが国において、家庭裁判所が保有する資源の限界が指摘されるとともに、基礎的自治体による成年後見に対する関与のあり方が模索されるなか、行政による後見への関与の度合いがもっとも高い形態の1つと思われる公的後見を制度的に内包したこれら2つの事例が示唆するところは大きいと思われる。

現行の成年後見制度は、本稿におけるいくつかの指摘をはじめとする様々な問題を抱えた不完全なものである。現行制度下における運用改善が求められると同時に、大きな制度改革を視野に入れた議論、たとえば本章で触れた成年後見の司法機関からの分離可能性に関する検討や、各自治体による成年後見への関与のあり方についての新たな仕組みについての議論の蓄積が待たれる。

16. 現行の報酬決定システムの構造に関する分析

16.1. 本分析の枠組み

16.1.1. 現行の後見報酬決定システムの特徴と問題点

ここまで後見に関する業務や認識のあり方、また海外の事例など、後見のさまざまな側面について検討してきた。これを受けて最後に、現行の報酬決定システムの構造（現在の報酬決定システムは、どのような仕組みで、どのような基準を用いて、どのような運用がなされているのかといった事柄）に関する分析を行いたい。

具体的には、現行の報酬決定システムを構成する主要な4つの要素、すなわち、「本人の財産」、後見人等による「後見業務」、その後見業務に対する「評価」、後見業務に対する「後見報酬」を取り上げ、それらの要素間の相互関係のあり様について多変量解析を用いて客観的に明らかにすることを通じて、現行の後見報酬の決定メカニズムのあり方を解明する。

ではなぜここで、現行の報酬決定システムの実態を明らかにする必要があるのだろうか。その主な理由としては、以下のような点が挙げられる。

人間は基本的に自己の利益を最大化しようとする合理的な存在であり、後見においてもそれは同様である。これは基本的に、すべての後見関係者に妥当することであるが、とりわけ第三者後見人においては重要である。例えば専門職後見人についていえば、後見業務をビジネスとして行っている側面が強いため、後見報酬額の多寡は自身の事業収入にそのまま直結する。また、他の業態に比べてボランティア的色彩が強いとされる市民後見にしても、みずからの後見体制や組織を維持・存続させ、後見活動を継続していくためには、しかるべき対価としての後見報酬を得ることは必要不可欠である。

後見報酬がどのような要素や基準によって決められるかということは、後見人の行動のあり方を大きく規定する。例えば、ある特定の行動に対して相当の報酬が支払われるという場合、人々はその行動を率先して行おうとするであろうし、逆にある行動を行っても報酬は支払われないという場合、人々はその行動を積極的に行おうとはしないだろう。後見報酬は、後見人の行動のあり方を左右し、また特定の行動を行うよう誘導する主要なインセンティブとして捉えることができる。

これまでのところ後見報酬に係る具体的な決定基準やその運用の詳細について、裁判所から公式の情報開示はほとんど行われていない。一般に裁判所は、後見報酬の額を決定するに際して、管理対象となる本人の財産額を主要な算定項目とし、これに加えて、後見人による身上監護活動への評価などを加味していると言われている。この点につき、もし仮に、本人の管理対象財産額が多いほど報酬額も増えるというのであれば、後見人はより大きな資産を持った人の後見人になろうとするであろうし、またもし仮に、本人の身上監護を行うほど報酬額も増えるというのであれば、後見人は、本人の身上監護をより熱心に行おうとするであろう。

この点につき、後見制度の基本理念としては、本人の身上配慮や権利擁護等をはかることがその

中心的な目的として掲げられている。後見人は、本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態および生活の状況に配慮しながら、本人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うことが、法的に義務づけられているのである。この基本理念を、単なる抽象的な努力目標ではなく実際に具現化するためには、後見人に対して、本人の身上配慮や権利擁護に積極的に取り組むように促すための経済的なインセンティブとして、後見報酬の決定メカニズムを活用していくことが重要であろう。

ところで報酬とは、元来人間の労働に対する対価として、その労働に見合った等価物が与えられるものである。この観点から言うと、後見報酬は、後見人によって実際に行われた業務に対して、その質や量に見合うだけの金額が支払われるように制度設計する必要があるだろう。

この点については、既述のように、裁判所は、後見人の業務内容というよりもむしろ本人の管理対象財産額に応じた報酬を付与する傾向にあると言われている。そしてこの算定基準の根拠としては、管理対象財産と後見業務との関係に関する直感的な想定（管理対象財産額が多いほど、後見人の仕事量や管理の難易度が上昇していくと考えられるため、それに応じて報酬額も増やしていく必要があるという考え方）に基づいていると考えられる。とはいえ、これは文字通り単なる想定であり、何らかの実証研究等による客観的な裏付けに基づくものではない。

また後見報酬額を算定するためには、その前提として、後見人によって行われた業務の内容を客観的な基準に基づいて評価する必要がある。この点、原則的にいえば、後見人の業務内容を最も正確かつ的確に評価することができるのは、そのサービスの受け手である本人、ならびにその周囲の人々（本人の親族や医療・介護従事者など）ということになるであろう。とはいえ、後見制度を利用している本人は判断能力が低下しているため、その評価を正しく表明することは難しい。また技術的観点から見ても、本人やその周囲の人による評価を、裁判所が正確に聴取することには、かなりのコストと困難がともなうであろう。

このような事情もあり、現在の仕組みでは、もっぱら後見人によって提出される後見事務報告書等に基づき、裁判所が後見業務に対する評価を下すこととなっている。しかし後見事務報告書の内容は、後見人による自己の業務に関する自己申告・自己評価であり、その客観性はまったく担保されていない。また、評価主体であるところの裁判所においても、近年の後見事案の増加にともなう事務量の膨張などにより、十分な評価体制を整備することが難しくなっているため、適切な評価がなされることを期待するのは難しい。

以上のように、現在の後見報酬の決定構造は、さまざまな疑問点や問題点をはらんでいる。その主要なものを具体的に挙げると、次のようになるだろう。

まず第一に、後見報酬の決定構造の不透明性である。既述の通り、後見報酬の決定システムの詳細については、裁判所はこれを明らかにしておらず、その具体的内容はいまだ不明なままである。

第二に、（主に報酬決定構造の不透明性による）後見実施主体における予測不可能性である。上記のように報酬決定システムが不透明であるがゆえに、後見人は、自己のどのような後見活動が実際に報酬に反映されるのか、また自身が実施した後見業務に対して具体的にどの程度の報酬が付与されるのか、などといった事柄について正確に予測することが困難である。このため後見人は、将来の後見活動の指針や方針などを定めることが難しく、さらに後見活動を展開する事業体や法人においては、自己の活動や組織を維持していくための事業計画や経営方針などを策定することが困難になってしまう。

第三に、後見の基本理念達成を促進する経済的インセンティブとしての機能不全である。本来、後見報酬は、本人の身上配慮と権利擁護という後見の基本理念を充足するための主要な経済的誘因として機能することが期待されている。しかし、現状においては後見人による業務(身上監護活動等)がどのように裁判所によって評価されているのかが不明であることから、その誘因効果が十分に機能しているとは言い難い。

第四に、後見業務に対する評価の客観性・正確性の欠如である。既述の通り、現行の業務評価システムを中心は、後見人の自己申告(事務報告書等)に対する評価であり、その客観性や正確性を期待することは難しい。

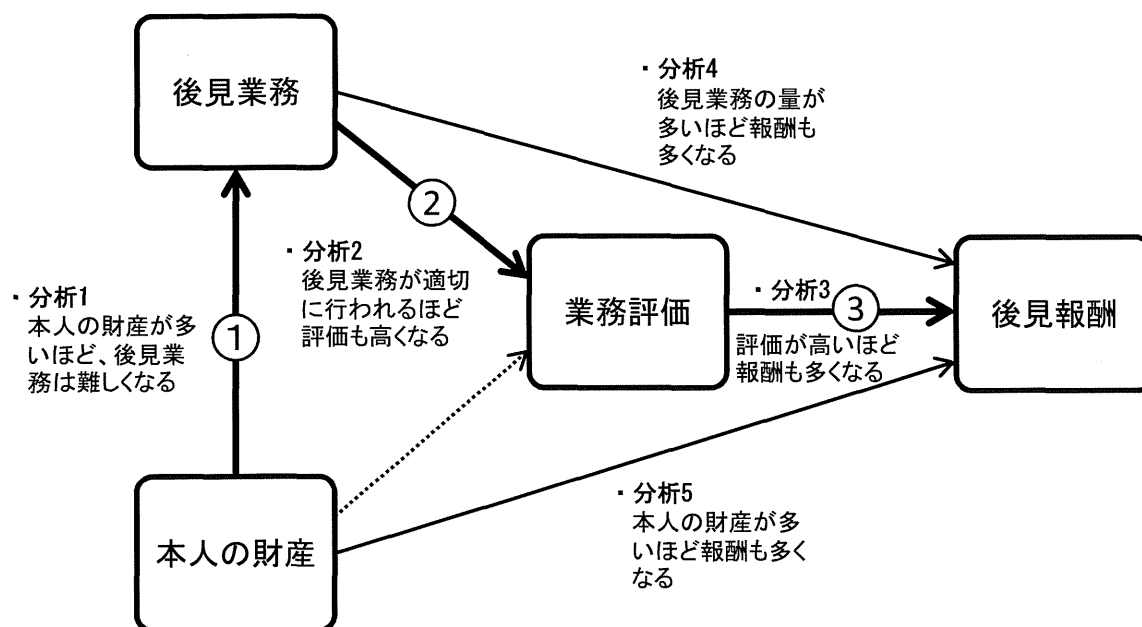
第五に、後見業務に対する対価としての相当性の欠如である。上記のように、現行の業務評価システムは、その客観性や正確性が十分担保されていないことから、その評価に基づく報酬額の決定は、はたして後見業務の内容に見合うものなのか不明確なものになっている。その結果、一生懸命仕事をしても報酬として報われない(その一方で、仕事量以上の報酬付与が疑われる例もみられる)という不公平な状況となってしまっている。

16.1.2. 本分析のモデルの概要

本分析は、現行の後見報酬決定に係る全体的な構造を客観的・計量的に明らかにすることによって、上で示したような制度の基準や運用などの不透明さや不明瞭さを排し、ひいては公正で合理的な報酬決定メカニズムの構築につなげていくことを主要な目的としている。

まず、この分析の全体的なモデルを示すと図 16-1 のようになる。

[図16-1] 後見報酬の決定構造に関する分析モデル



このモデルは、後見報酬決定の全体的な構造を構成する4つの主要な要素(「本人の財産」、「後見業務」、「業務評価」、「後見報酬」)について、その相互関係のあり方を表している。そしてこのモデルにおける理念型(合理的な報酬決定システム)として、後見報酬決定の因果的な過程が、図中の太字の矢印の流れ(①→②→③の流れ)として示されている。

この理念型としての報酬決定の過程をより具体的に述べると次のようになる。

まず第一に、過程①（本人の財産と後見業務の関係）である。本人が保有する資産や収支の状況（例えば多額の資産を有している、株式や国債等を保有している、負債を抱えている、収入が少なく赤字であるなど）は、後見人が行うべき業務の内容の大枠を定めることになる。

第二に、過程②（後見業務とその評価の関係）である。後見人によって行われる本人の財産管理や身上監護などの業務は、あらかじめ定められた客観的基準に基づき第三者によって評価が行われる。

第三に、過程③（評価と報酬の関係）である。上述の後見業務に対する客観的評価に基づき、事前に定められた算定基準に従って、後見報酬の金額が決定される。

以上が、本モデルにおける理念型としての報酬決定の過程である。後見報酬額の決定を客観的かつ合理的に行おうとするならば、このモデルで示したような決定システムを整備することが必要となるはずである。

この点、果たして現行の報酬決定システムは、この理念型としての決定システムに合致したものになっているのであろうか。それとも、理念型とは異なる別の決定システムが構築されているのであろうか（ただしその場合、決定システムは、いくばくかの非合理性を内包したものになってしまうであろう）。本分析における主要な目的の1つは、この点を解明することにある。

以下では、上で示したモデルに基づきながら、6つの主要な分析が行われる。分析の概要は、次に示す通りである。

第一に、本人の財産と後見業務の関係に関する分析（分析1）である。

まずはじめに、後見人が実施する後見業務と、その業務の内容や量などを規定する本人の保有財産との間の相互関係について分析する。その際、現行の報酬決定システムにおいて想定されていると考えられる前提（本人の財産が多いほど、後見業務の分量や難易度も上がるという前提）は、果たして妥当なのか否かという点についての検証を行う。

第二に、後見業務とその評価の関係に関する分析（分析2）である。

後見人が実施する後見業務の内容と、その後見サービスを受ける本人ならびにその周囲の人によってなされる後見業務に対する評価との間の相互関係について分析する。後見人によって実施される業務のあり方は、本人等による業務評価に影響を与えるのか（あるいは与えないのか）、そして、後見人がどのような業務を行えば、本人等の評価が高くなるのか、また逆にどのような業務を行うと評価が低くなるのか、といった点を明らかにする。

第三に、業務評価と報酬の関係に関する分析（分析3）である。

本人等によってなされる後見業務に対する評価と、裁判所によって決定される後見報酬額との間の相互関係について分析する。本来、合理的な報酬決定システムを構築しようとするならば、後見サービスの受容者による業務評価を、その報酬額決定に反映させる必要があると考えられるが、現行のシステムはそのような運用がなされているのか否か、という点について検証する。

第四に、後見業務と報酬の関係に関する分析（分析4）である。

後見人によって実施される後見業務の内容と、裁判所で決められる後見報酬額との間の相互関係について分析する。上で述べたように、報酬額の決定を合理的に行うためには、後見業務の内容に

関する客観的評価を行ったうえで、その評価に基づく報酬額の算定を行う必要がある。この点、もし仮に業務評価を行わないとするならば、後見業務の質を報酬に反映させることは不可能であり、後見業務の量（典型的には、業務における取扱金額の多寡）のみが機械的に報酬に反映されることになるだろう。だが後見業務における取扱金額は、多くの場合本人の財産の大きさに比例することになると考えられるため、結局のところ、本人の管理対象財産の金額がほぼそのまま報酬額の決定に反映される、という結果になってしまうであろう。この点につき、現行のシステムは、果たして後見業務の量のみが報酬決定に反映されているのか（あるいはそれすら反映されていないのか）、さらに業務の質に関する評価も加味されているのか、といった点について検証を行う。

第五に、本人の財産と報酬の関係に関する分析（分析5）である。

本人の保有財産（資産の大きさや収支の状況など）と、裁判所によって決定される後見報酬額との間の相互関係について分析する。上述のように、報酬決定において業務評価が適切に行われないう場合は、後見業務の分量（主に取扱金額）のみが算定されることになり、それは結果として、本人の管理対象財産の大きさをほぼそのまま反映した報酬決定につながってしまうだろう。この点につき、果たして現行の決定システムは、もっぱら本人の管理対象財産だけを考慮した算定がなされているのか、あるいは業務評価等を加味した上での決定がなされているのか、といった点について検証を行う。

第六に、総合的分析（分析6）である。

裁判所によって決定される後見報酬額と、それに影響を与えると考えられるさまざまな要素（「本人の財産」、「後見業務」、「業務評価」、ならびに「後見人の業態」等の諸要素）の間の相互関係について総合的に分析する。

現行の報酬決定システムは、先に示したような理念型としての合理的なシステムとして運用されているのか、あるいはそうではない別様の仕組みで動いているのかという点について、報酬決定に影響を与うるさまざまな諸要素を網羅的に扱いながら検証を行う。

以下では、上記の6つの分析を順に行っていく。

なお、現行の報酬決定システムを構成する諸要素のうち、「本人の財産」と「業務評価」の間の相互関係については、その関係は非常に弱い結び付きと考えられるため、本分析では扱わないこととする。

16.2. 本人の財産と後見業務の関係に関する分析

16.2.1. 分析の枠組み

まずはじめに、後見人が実施する後見業務と、その業務の質や量などを規定する本人の保有財産との間の関係についての分析（分析1）を行う。

既述のように、報酬決定の際に業務評価を行わない場合、後見業務の量だけしか報酬額の算定に反映させられない結果になる。だが、後見人が実施した業務の量を正確に知るためには、やはり客観的な評価を行う必要があるため、いずれにせよ、何らかの形で業務評価を行わない限り、客観的で合理的な報酬額の決定を行うことは原理的に不可能である。しかし、この業務評価を行うためには